第十二節　日本海べにずわいがに漁業（第六十七条―第七十一条）
第十三節　いか釣り漁業（第七十二条）
第四章　雑則（第七十三条―第百五条）
第五章　罰則（第百六条―第百九条）
附則

第三章　指定漁業の制限及び取締り等

（削る。）
（削る。）

第十二節　日本海べにずわいがに漁業

第六十七条　（略）
第六十八条　（略）
第六十九条　（略）

第十三節　いか釣り漁業

第七十二条　（略）

第五章　罰則

（罰則）

第百六条　次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第十七条、第十八条第一項（第四十四条第四項において準用する場合を含む。）、第二十七条、第二十九条（第三十条において準用する場合を含む。）、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十六条（第四十五条において準用する場合を含む。）、第三十七条第二項、第四十三条、第四十四条第二項、第四十六条、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十八条、第四十九条、第五十七条第五項、第五十九条、第六十条、第六十五条、第七十条、第七十一条第三項、第七十二条、第七十五条、第七十九条、第八十条、第八十一条第一項、第八十三条第一項、第九十一条、第九十一条の二から第九十一条の四まで、第九十二条、第九十七条、第九十九条又は第百三条の規定に違反した者

二　（略）

第十三節　日本海べにずわいがに漁業（第六十九条―第七十一条）
第十四節　いか釣り漁業（第七十二条）
第四章　雑則（第七十三条―第百五条）
第五章　罰則（第百六条―第百九条）
附則

第三章　指定漁業の制限及び取締り等

第十二節　北太平洋さんま漁業

（操業期間の制限）

第六十八条　北太平洋さんま漁業の許可を受けた者は、毎年八月一日から十二月三十一日までの期間内でなければ、当該漁業を営んではならない。

第十三節　日本海べにずわいがに漁業

第六十九条　（略）
第六十九条の二　（略）
第六十九条の三　（略）

第十四節　いか釣り漁業

第七十二条　（略）

第五章　罰則

（罰則）

第百六条　次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第十七条、第十八条第一項（第四十四条第四項において準用する場合を含む。）、第二十七条、第二十九条（第三十条において準用する場合を含む。）、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十六条（第四十五条において準用する場合を含む。）、第三十七条第二項、第四十三条、第四十四条第二項、第四十六条、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十八条、第四十九条、第五十七条第五項、第五十九条、第六十条、第六十五条、第六十八条、第七十条、第七十一条第三項、第七十二条、第七十五条、第七十九条、第八十条、第八十一条第一項、第八十三条第一項、第九十一条、第九十一条の二から第九十一条の四まで、第九十二条、第九十七条、第九十九条又は第百三条の規定に違反した者

二　（略）

第百七条　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一　第二十四条の二第一項、第三十一条の七、第三十七条第一項若しくは第三項、第四十一条、第四十四条第一項若しくは第三項、第五十二条、第五十三条、第五十六条の二（第六十二条において準用する場合を含む。）、第六十条の二の二（第六十二条において準用する場合を含む。）、第六十九条、第八十一条第三項（第九十条第四項において準用する場合を含む。）、第八十三条第四項、第八十九条、第九十四条第一項、第九十五条第一項又は第九十六条第一項の規定に違反した者

二　（略）

第百八条　次の各号のいずれかに該当する者は十万円以下の罰金に処する。

一　第十五条、第十六条第一項若しくは第二項、第二十六条、第三十条の二、第三十一条の三（第六十条の三及び第六十二条において準用する場合を含む。）、第三十八条第一項、第五十条第一項、第五十四条、第六十一条第一項、第六十三条第一項、第六十四条、第六十七条第一項又は第六十八条の規定に違反した者

二　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

第百七条　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一　第二十四条の二第一項、第三十一条の七、第三十七条第一項若しくは第三項、第四十一条、第四十四条第一項若しくは第三項、第五十二条、第五十三条、第五十六条の二（第六十二条において準用する場合を含む。）、第六十条の二の二（第六十二条において準用する場合を含む。）、第六十九条、第八十一条第三項（第九十条第四項において準用する場合を含む。）、第八十三条第四項、第八十九条、第九十四条第一項、第九十五条第一項又は第九十六条第一項の規定に違反した者

二　（略）

第百八条　次の各号のいずれかに該当する者は十万円以下の罰金に処する。

一　第十五条、第十六条第一項若しくは第二項、第二十六条、第三十条の二、第三十一条の三（第六十条の三及び第六十二条において準用する場合を含む。）、第三十八条第一項、第五十条第一項、第五十四条、第六十一条第一項、第六十三条第一項、第六十四条、第六十七条第一項又は第六十八条の規定に違反した者

二　（略）